

阪神港神戸区における錨地の利用について (令和6年4月1日更新)

神戸海上保安部では、港則法に基づき阪神港神戸区における錨地指定にあたり、総トン数500トン以上の船舶に対して、次の基準を設けて運用しています。詳細は、指定錨地位置図とあわせてご確認ください。

1 錨地の指定対象船舶について

阪神港神戸区に入港する船舶のうち、原則、荷役を行うためバース待ちする船舶を対象として錨地を指定しますので

- ・阪神港神戸区を出港して、次の寄港地へ向う船舶
 - ・阪神港神戸区で、荷役を行わない船舶(通過船舶)
- などは、原則として錨地の利用はご遠慮いただいております。

2 各錨地での停泊期間について

船種ごとに次のとおり運用します。

- ・一般船舶、旅客船 ⇒ 原則48時間以内とし、必要に応じて最大72時間以内
- ・危険物積載船 ⇒ 15時間以内
(トン数制限なし、港則法第22条に規定する全ての危険物積載船対象)
- ・非危険物積載タンカー ⇒ 24時間以内

3 船舶の全長による対象錨地について

船舶の全長にあわせて次のとおり運用します。

- ・M錨地 ⇒ 全長が200メートル未満の船舶
- ・L錨地 ⇒ 全長が200メートル以上の船舶

上記の基準をもって、申請いただいた順に錨地の利用状況を確認し、指定しておりますので、申請した錨地以外の場所を指定してNACCSで回答・港長窓口で通知する場合がありますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、上記基準に該当しない状況が発生した場合は、速やかに神戸海上保安部航行安全課第一海務係(Tel:078-331-6743)までご相談をお願いします。

4 その他

(1) 錨地は15箇所(沖荷役錨地・フェリー錨地を除く。)設定していますが

- ・期間は、船舶の荷役、運航スケジュールを検討し、必要最小限とする
- ・期間が短くなった、必要がなくなった場合も、速やかに神戸海上保安部航行安全課に連絡する

の2点を遵守してください。

(2) 船長に対して、投錨時には各錨地の中心に投錨し、円周より外側に出ないように説明してください(円周より外側に船体が出ることで、近接する錨地を利用する船舶が、正規の錨地に投錨できなくなることがあります)。

(3) 平素から、限られた錨地を有効に利用していただくことで、阪神港神戸区などにおける船舶交通の安全が確保されています。

特に、ゴールデンウィークや年末年始など、長期休暇を迎える場合、錨地の利用が混雑することが予想されることから、上記の利用基準をご理解のうえで手続きをしていただくよう、よろしくお願いいたします。